

別紙14

断熱材の使用量に関する基準

次の1又は2に掲げる場合に応じて、それぞれ当該1又は2に定めるとおりとする。

1 一戸建て住宅の場合

断熱材の熱伝導率に応じて、屋根（小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。以下別紙14において同じ。）又はその直下の天井並びに外気等に接する天井、壁及び床のいずれかの部位について次表に示す量以上の断熱材を使用すること。

部位	断熱材の最低使用量（単位：立方メートル）	
	熱伝導率（単位：1メートル1度につきワット）の区分	
	0.034を超え0.052以下	0.034以下
屋根又は天井※1	3.0	1.8
壁※2	3.0	2.0
床	1.5	1.0
床（基礎断熱工法の場合）	0.45	0.3

※1 最上階以外の天井を断熱した場合は、「床」の断熱材の最低使用量を適用する。

※2 間仕切り壁を含む。

2 一戸建て住宅以外の場合

断熱材の熱伝導率に応じて、屋根又はその直下の天井並びに外気等に接する天井、壁及び床のいずれかの部位について次表に示す量以上の断熱材を使用すること。

部位	断熱材の最低使用量（単位：立方メートル）	
	熱伝導率（単位：1メートル1度につきワット）の区分	
	0.034を超え0.052以下	0.034以下
屋根又は天井※1	2.0	1.3
壁※2	0.9	0.6
床	1.3	0.8
床（基礎断熱工法の場合）	0.195	0.12

※1 最上階以外の天井を断熱した場合は、「床」の断熱材の最低使用量を適用する。

※2 間仕切り壁を含む。